

虐待等を受けた児童生徒の初期聴取について ～「代表者聴取」を知っていますか？～

「代表者聴取」の取り組み

※「司法面接」「協同面接」と呼ばれることもある

虐待などの犯罪被害にあった児童生徒からの聞き取り

⇒ 児相・警察・検察庁などの関係機関が連携し、協同で実施

- 意義
- ①誘導しない聞き取りの方法を使う ⇐ 児童生徒の特性に配慮
 - ②バラバラに何度も聞くことを避ける ⇐ 精神的負担を減らす
 - ③面接は録音・録画する ⇐ やり取りや動作を正確に記録



こんな部屋で
聴取します
(聴取者以外は別室
でモニター)

関係機関が連携
して聴取します



児童生徒から虐待等を打ち明けられたら…

児童生徒が最初に被害を打ち明けるのは、身近な人が多い
いつ、児童生徒から被害を打ち明けられてもおかしくない

【思い浮かべてほしいこと①】

「この子が後から代表者聴取を受けることになるかも…」

★誘導しないように気を付けて聞く

話を先取りしない ➡ 情報は児童生徒の言葉で出させる

使った言葉はそのまま聞く ➡ 解釈して言い換えない

★詳しく聞きすぎない（特に性的虐待）

【思い浮かべてほしいこと②】

「私がどんな聞き取りをしたか後で聞かれるかも…（証人尋問の可能性）」

どんな質問に、どんな言葉で答えたか、話しているときの様子、

話を聞いた経緯など = 児童生徒の話の信用性を判断する重要な材料

★やり取りの内容はなるべく正確に記録に残す（できれば録音を）

聴取内容（児童生徒、先生の言葉はそのまま！）、様子、聴取日時等

※文科省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引きR2.6改訂版」P17～等も参照

虐待では？犯罪に巻き込まれたのでは？と思ったら、
慎重な聞き取りと、関係機関との早期連携を！

札幌高等検察庁